1 婚　約

Q 婚約は口約束だけでも成立するか

私は、学生時代からの友人と、卒業して就職がきまったら結婚しよう、と約束しました。ところが、彼は勤務先の女性と仲良くなり、最近では私を避けて逢おうとしません。結納も交わしていないので相手が心変わりしたら仕方がないという人もいますが、口約束だけでは婚約したことにはならないのでしょうか。



A 口約束だけでも成立する

婚約は、将来結婚して夫婦になろうという契約ですが、民法は、婚約について、なんの規定もおいていません。これは、婚約の相手方が約束に反して結婚に応じないような場合があっても、婚約したことをたてに法律で結婚を強制することはできない、というところからきていると考えられます。

このようなところから、古く明治時代には婚約は、法律上なんの効力も認められない無効なものとされていました。しかし、現実に起こるトラブルの解決と救済のためには、婚約を理由とする結婚の強制はできないにしても、正当な理由もなく破約したものは相手方に与えた損害を賠償すべきだという考え方が起こってきて、昭和の時代に入ってその判断が確立されるに至りました。

昭和六年二月二〇日の大審院（現最高裁）判決は、「男女が誠心誠意をもって将来に夫婦たるべき予期の下に」約束をすれば、「結納を取交しその他慣習上の儀式」をあげていなくても婚約は成立するとしています。

ですから、口約束だけでも、婚約は成立したといってよいでしょう。

形は残すほうが望ましい

ただ、口約束だけだと、トラブルが起きたとき立証が困難な場合がありますし、事情によっては、確実な婚約の合意があったとはいえないと判断される可能性もあります。例えば、肉体関係をもった間に結婚の約束をしても、それは「閨房の睦言」に類するものとされた例（大阪地裁昭26・5・15判決）がありますし、「若い男女間には有り勝ちなことで、一時の情熱に浮かされた行為」にすぎないとして婚約の成立を否定した例（東京高裁昭28・8・19判決）もあります。

以上の意味では、「誠心誠意をもって将来に夫婦たるべき予期の下に」という考え方は、今日でも生き続けているといってよいでしょう。法律相談などで多いのは、結婚してくれると思って肉体関係を結んだというような事例ですが、これでは婚約とはいえません。ささやかでも婚約の記念品を交換するとか、親や友人たちに紹介するとか、なんらかの形は残しておいたほうが、立証の点からだけでなく心がまえとしても望ましいわけです。

おたずねの場合は確実に結婚の約束ができているといえますから、相手の背信行為に対しては、こちらから婚約を解消し慰謝料も請求できる事例といってよいと思います。

Q 妻のある男性との婚約は有効か

私は、勤務先の彼と愛し合っております。彼には妻がいるのですが、近く離婚するということです。彼に妻のあることを知らない私の両親は、早く正式に婚約するようにとすすめますが、妻のある彼と婚約はできるでしょうか。また、婚約するとどういうことになるのでしょうか。



A

公序良俗に反する無効のもの

民法は、一夫一婦制をたてまえとしていますから、妻ある男性との婚約は、その趣旨に反し許されません。

もっとも、妻との間が、すでに破綻して別居中とか事実上離婚状態にあるというような場合に、離婚手続後に結婚するという約束をするのであれば、それは必ずしも一夫一婦制に反するとはいえませんから、その婚約は有効といってよいでしょう。

しかし、あなたとの関係がもとで夫婦関係が破綻し別居したということになると、婚約をしても公の秩序、善良な風俗に反し無効(民法九〇条)ということになります。

なお、妻子のあることを隠して交際を始めた男性が婚約するという例が、よくあります。そのような場合には、妻子のあることを知らなかったのだから有効と解してもよいのではないか、という考え方もありますが、しかし、これはやはり公序良俗に反して無効というべきだと思います。もっとも、妻子のあることを隠して婚約した男性は、相手の女性をだましたことになりますから、女性の側からは、それによって受けた損害の賠償を求めることができます。

離婚できなければ結婚もダメ

おたずねの場合、相手の男性は近く離婚の手はずになっているということですから、あるいは、あなたとの関係が生ずる前から夫婦関係は破綻していたといえるのかもしれません。だとすれば、相手が未だ離婚していないいまの段階で婚約しても、有効と判断される可能性はないとはいえません。

しかし、離婚はそう簡単にできるものではありませんし、あなたとの関係を知れば妻が硬化して、離婚の意思をひるがえすこともありえます。そうなった場合、あなたは非常に不安定な立場におかれることになりますし、あるいは事実はそうでないとしても、妻は、あなたが夫婦関係を破綻させたと主張するかもしれません。

あなたとしては、両親にはっきり事実を伝えると同時に、彼に対しても、妻との関係がはっきり清算できるまでは、現在以上に関係を進めることはできないし、離婚ができた段階で婚約したいと言うべきでしょう。いずれにしても、彼が離婚できないかぎり、彼との結婚は絶対にできないわけですから、そのような危険な関係に自分をしばりつけることは避けるべきではないでしょうか。

他人の戸籍謄本を取れるか

Q

先日、同居していたおじが亡くなりました。おじから、昔、結婚して別れたまま籍を抜いてない女性がいるという話をきいていたのですが、はっきりしません。おじの預金通帳が残されていますので、相続人をみつけるためおじの戸籍を調べたいのです。他人の戸籍をみたり、謄本を取ることができますか。



A

戸籍公開制度の改正

戸籍は、国民の身分関係を公証する唯一のものですから、従前は公開の原則がとられ、だれでも無制限に他人の戸籍の謄本や抄本を取ることができました。しかし、一方、戸籍には他人に知られたくない身分上の秘密が記載されていますので、無制限に公開してしまうと、悪用されて個人のプライバシーを侵す危険性をはらんでいます。

そのため、戸籍法の度重なる一部改正で、公開の原則は、次第に厳しく制限されるようになりました。そして、平成二〇年五月一日以降は、交付請求できる資格自体が制限され、それ以外の人が請求する場合は、正当な理由を明示することが必要な制度に改正されたのです。

つまり、戸籍の謄・抄本の交付を請求できるのは、「戸籍に記載されている者又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属」に限られます（戸籍法一〇条一項）。それ以外の資格のない人が請求する場合は、自分の権利を行使したり、義務を履行したり、公の機関に提出する必要などの正当な理由を請求書に詳しく書いて、明らかにすることが要求されています（同法一〇条の二第一項）。なお、弁護士や司法書士、税理士など一定の職業の人達は、職務上請求することができますが、その場合も、利用の目的を明らかにすることが義務づけられています（同条三項～六項）。

そして、いずれの交付請求についても、請求する際に、運転免許証など本人確認ができる書類を提示することが必要となりました（同法一〇条の三、戸籍法施行規則一一条の二）。また、不当な目的によることが明らかなときは、市町村長は、交付を拒むことができるとされています（同法一〇条二項）。

相続人を調べるためには

一方、亡くなった人の身分関係は、除籍簿で調べることができますが、除籍簿の謄・抄本請求についても、戸籍の謄・抄本を請求する場合の規定が準用されていますので（戸籍法一二条の二）、先に述べたと同様な制限があります。

したがって、請求する資格がないあなたの場合、預かっているおじの財産を相続人に渡す義務があるという理由を明らかにすれば、おじの除籍謄本を取ることができると思います。

しかし、それが面倒と思われるなら、弁護士や司法書士などに調査を依頼するのも一つの方法です。

Q 農地を売ったり貸したりするときは

農業をやっていた父が亡くなり、遺産は自宅以外全部農地です。農地の売買や賃貸借は自由にできず、知事や農業委員会の許可が必要だときました。私はサラリーマンですが、農地を相続する場合には、許可を受けなければいけませんか。また、どんな場合にどのような許可が必要なのでしょうか。



A

農地に対する権利の制限

農地に関しては、耕作者に安定した地位を保障し農業生産力を増進させるために、従来、耕作者自らが所有するのが最も適当であるとの考え方がとられていました。しかし、農業経営者の高齢化や、開発による耕地面積の減少に伴い、平成二一年に農地法が全面的に改正され、農業の基礎的な資源である農地を確保する一方、農地の効率的な利用を促進する考え方に改められました。そして、その目的のために、農地については、所有権の移転や転用をはじめ、利用に関してもいろいろな制限がされています。

農地にどんな制限があるか

農地に加えられている主な制限は、次のようなものです。

①売買、交換、贈与などによって農地の所有権を移転したり、地上権、賃借権などを設定するときには、農業委員会（自分の住所のある市町村区域外の農地について権利を得ようとするときは知事）の許可が必要です。原則として、権利を取得しようとする者又は世帯員が、常時農作業に従事せず、農地を効率的に利用して農業を行うと認められない場合は、許可されません（農地法三条二項一号、四号）。

ただし、相続によって農地を取得する場合や、離婚による財産分与に関する審判や裁判によって農地の権利を取得する場合は、許可は必要ありません（同条一項一二号）。

従って、あなたの場合、許可を受けなくても農地を相続できます。

なお、許可なしになされたものは効力を生じません（同法三条七項）。

②自分の所有農地であっても、農地以外の土地にするときは知事（四ヘクタール以上の面積のときは農林水産大臣）の許可が必要です（同法四条）。

無許可で農地をつぶして宅地にしたりすると、個人の場合、三年以下の懲役又は三〇〇万円以下の罰金に処せられます（同法六四条）。

③また、農地を宅地に転用するために売買したり、貸したりする場合にも、知事（四ヘクタール以上の面積のときは農林水産大臣）の許可が必要です（同法五条）。

Q 自分で耕作する目的ならだれでも農地を買えるか

最近、近所の農家から、息子が農業を継がないので所有している農地を少し売ってもいい、との話がありました。私はサラリーマンですが、妻も土いじりが好きですし、健康のため少しばかり畑を買って耕作したいと思いますが、簡単に買うことができるでしょうか。



A

農地を買うことのできる者

農地については、農業生産・経営の基礎的な資源としての農地を確保し、その効率的な利用を促進する考え方の下に、所有権の移転やその他の権利の設定について制限が加えられています（320参照）。農地法で農地の所有権を取得する資格のある者は、①農作業に常時従事して耕作又は養畜の事業を行う個人若しくは②農業生産法人です。農業生産法人というのは、農事組合法人、株式会社又は持分会社で、法律が定める要件をそなえているものです。

そこで、個人が農地を買い取る場合、それが耕作の事業を行うことができる者かどうかという点で、農地買受資格の有無がきめられます。かりに全く農業に従事していない者が、晴耕雨読としゃれて畑を少し手に入れたいなどと思っても、許可されるものではありません。

農地買受の条件として法律で定められているのは①買主（世帯員を含む。以下同じ）が新たに取得する農地と、従来から保有している農地の全体について耕作の事業を行うものであること、②買主が新たに取得する農地を加え、耕作地が原則として五〇アール（北海道では二ヘクタール）以上に達すること、例外として、農業委員会がそれを下回る面積を定めたときは、その面積による、③買主が新たに取得する農地について、その後行う耕作事業に常時従事し、農地を効率的に利用していると認められること、です（農地法三条二項一号・四号・五号）。

このような要件から考えると、どうもあなたの場合には許可されそうもありません。どうしても農業をしたいなら、右の要件に合うような生活設計を講じて下さい。

農地売買の手続

あなたが、かりに農業をこころざして、このような条件をととのえたとしても、農地の売買は売主と買主の契約だけでは効力は生じず、所有権の登記もできません。売買契約のほかに、売主と買主が連名で、農業委員会又は知事に対して「農地法三条の規定による所有権移転許可申請書」を提出してその許可を得なければなりません。この申請書は、知事あての場合であっても、その土地のある市町村の農業委員会に提出することになっています。

農業委員会又は知事が所有権移転許可をしたときは、その許可書を移転登記手続申請の際添付すれば、買主への移転登記ができます（農地法三条一項）。

Q 借地契約ではどんなことを決めておかなければならないか

従来の借地法が改正され、新しく「借地借家法」となりましたが、これから借地契約をする場合には、どのような点に注意しなければならないでしょうか。



A

点 借地契約の留意

借地契約に際しては、まず、貸主・借主が誰であるか、借地権の存続期間、土地の表示・面積、地代に関する事項、土地の使用目的（建物の種類、規模、用途等）を明らかにしておく必要があります。期間について、従前は建物が堅固な建物か否かで区別がありましたが、借地借家法では、一律に三〇年とされ、ただし契約で三〇年を超える期間を定めた場合はこれによることになりました（借地借家法三条）。したがって、契約ではっきり定めない場合は三〇年とされます。また、三〇年未満の期間を定めても、借地権者に不利な契約として無効となり、三〇年に延長されます（同法九条）。従来は木造建物について二〇年の期間を契約することができましたが、今後は三〇年が最低期間となります。一筆の土地の一部について契約する場合には、面積をはっきりさせておく必要がありますし、測量図面も添付したほうがよいでしょう。地代については、単位面積当たりいくらとして決める場合が多いようです。支払時期、方法についても明記しておくことが必要です。地代の増減請求権は法の規定するものですが（同法一一条）、通常、契約書にも記載しています。

借地契約の特約

借地契約の特約としては、さまざまなものがあります。一般には、増改築の禁止や事前に承諾を得るよう義務づける特約、転貸借や借地権の譲渡禁止の特約、建物の種類、用途等を制限する特約、地代不払等契約不履行の時に催告なしに解約する旨の特約、更新料支払に関する特約等があります。もっとも、増改築禁止や転貸・譲渡禁止、建物の種類等を制限する特約等があっても、借主は裁判所に申し立てて、貸主の承諾に代わる許可の裁判を受けることができます（同法一七条～二〇条）。

また、借地借家法の規定よりも借主に不利益な規定は、無効とされますので（同法九条）、例えば、法定更新がないとしたり、更新拒絶について正当事由がいらないなどの特約をしても法的効力はありません。ただし、同法は、更新のない借地権として期間五〇年以上の長期型定期借地権、建物譲渡特約付借地権、事業用借地権の三類型の定期借地権を新設しました。それぞれについて契約の条件や内容について法律に規定されていますので、これらの定期借地権を設定する場合には、法律に定められた要件を備える必要があります（339参照）。

Q 土地を借りる場合の権利金とはどんな性格のものか

土地を借りる場合には、相当高額な権利金を支払うのが常ですが、この権利金とはどのような性格のものでしょうか。また、借地借家法ではどのように定められているのでしょうか。



A

合意による金銭の授受

土地を借りる際には、通常、権利金として相当額の金銭を支払うことが行われています。一旦借地権を設定すると、存続期間が満了してもなかなか更新拒絶ができないとか、思うように地代の値上げができない等の実情から、契約の時に相当額の金銭を授受する慣行ができたのではないかと思われますが、法律に権利金に関する定めや規制があるわけではなく、あくまでも当事者間の合意に基づくものとして授受されています。

このような権利金の法的性格については、強力な権利である借地権の対価であるとか、思うように地代が値上げできないため、あるべき地代との差額を前払いしてもらうものであるとか、あるいは住居や営業の場所的利益の対価である等、さまざまな説明がなされています。しかし、実際のところは、これら種々の性格のものが混在しているのが実情のようです。

ところで、このような権利金は、都市部においては時価の七、八割という例もあり、借地をする上での大きな負担となっています。また、例えば相当高額な権利金を支払ったにもかかわらず、様々な事情により短期間で借地契約が終了した場合まれな事案をのぞいて、通常、権利金が清算されるということはありません。これらの実情にかんがみて、権利金について何らかの法的規制をすべきであるという意見もありますが、法改正は見送られました。したがって、権利金については借地借家法のもとでも、法律上の規定はなく、当事者の合意によって授受されるものであるという性格は変わりません。

正当事由の判断要素にはなる

ただ、正当事由（336参照）の判断において、借地に関する従前の経過が考慮される旨明文化されました（借地借家法六条）ので、従前からも正当事由の判断において考慮されていたことではありますが、権利金の支払いの有無、額が一つの判断要素であることが明らかになったということはできるでしょう。

なお、同法においては、更新のない借地権として定期借地権の制度が新たに導入されましたが、この定期借地権の契約においては、権利金の授受もありますが、期間満了時に返還される保証金の授受の方が多いのが実情です。

Q 訪問販売で契約したが取り消したい

セールスマンが訪ねてきて浄水器を分割払いで買うよう熱心にすすめました。私は、全然買うつもりはなかったのですが、話をしているうち、つい口車にのせられて購入申込書に印を押してしまいました。しかし、あとでよく考え、やはり申込みを撤回したいと思いますが、できるでしょうか。その場合損害賠償をとられるでしょうか。



A

クーリング・オフができる

申込書面を受け取ってから八日以内であれば申込みを撤回できます（特定商取引法九条）。これをクーリング・オフ制度といいます。一般にはいったん契約を結び、あるいは契約の申込みをすると、詐欺や強迫にあったといった法律上の理由がない限り、簡単に契約を解除したり、申込みを撤回することはできません。しかし営業所以外の場所で不意にセールスマンに声をかけられて取引する場合は、よく考えないで申し込んでしまうケースが多いため無条件の解約制度（クーリング・オフ）が認められています。

クーリング・オフは、①営業所以外の場所で行われた販売であること、キャッチセールスやアポイント・セールスも含まれます②対象は原則全ての商品と美容、レジャー等のサービスといった役務の提供及びレジャースポーツの会員権・利用権等の指定権利であること、消耗品等クーリング・オフになじまない一部の商品や役務は除外されます③クーリング・オフを告知した法定の書面（通常は申込書または契約書）（同法四条、五条）を受け取って八日以内であること、ですからクーリング・オフや契約の内容等重要事項について不備のある書面が交付されてもクーリング期間は進行しないと解されています。また販売業者が商品の性能等重要事項について事実と違うことを告げたり、威迫したことにより誤認、困惑などさせクーリング・オフを妨害したときは八日を過ぎてもクーリング・オフをすることができます。

クーリン・グオフの仕方

クーリング・オフは書面でする必要があり、書面を発したときに効力が生じます。証拠が残るように内容証明郵便で発送するとよいでしょう。

解約すると既に支払った代金があれば返してもらえますし、もし品物を受け取っていれば、業者が業者の費用で引き取ることになっています。サービス取引（役務提供）のときも業者は名目の如何を問わず受領した金銭を返還し、そのほか損害賠償、違約金の請求も一切できません。クーリング期間が延び、その間に商品の一部を費消したり、サービスの提供を受けてもその対価相当額を支払う必要はありません。クレジット契約のクーリング・オフについては393を継続的役務提供契約のクーリング・オフについては392を参照して下さい。

Q 英会話教室の契約を取り消すには

英会話を習おうと思い英会話学校と契約しましたが、調べてみるといろいろ違う点が多いのでやめようと思っています。すでに支払ったお金は戻ってくるのでしょうか。

いわゆる継続的に役務を提供する形態のサービスについても、クーリング・オフ制度が適用されるようになると聞きましたが、具体的にはどのようなことになるのでしょうか。



A

継続的役務提供契約の規制

最近、英会話教室やエステティックサロン等継続的サービスを目的とした契約は、業者の不適切な勧誘や役務の内容についての情報開示が不十分な上、契約期間が長期に及び、その対価が高額で、一括払いのことも少なくないことから、提供される役務の内容が期待していたものと違っていたとか、転居等の事情の変更の場合も中途解約できないとか、中途解約したら違約金を請求されたといったトラブルが絶えませんでした。

こうしたトラブルに対処するため、特定商取引法で規制しています。

まず規制の対象となる取引は、継続的に役務提供を受けることにより、心身又は身上に関する目的を実現させることを誘引とするが、役務の性質上、その目的が実現するかどうか確実でない特徴を有する役務を、一定期間以上、一定金額以上の対価を受け取って提供を約定する契約で、具体的には、エステティックサロン、外国語会話教室、学習塾、家庭教師派遣、パソコン教室、結婚相手紹介サービス等の役務が対象です（同法四一条）。

同法では、①契約に際し契約内容、クーリング事項を記した書面の交付義務②誇大広告の禁止③勧誘の際あるいは契約解除を妨げるために事実と異なることを告げる行為、故意に事実を告げない行為、威迫、困惑させて解約を妨げる行為の禁止を定めています（同四二条～四四条）。

中途解約ができる

契約締結後八日以内であればクーリング・オフ（391参照）ができます。③の行為があったときは、再度の書面を受けとったときから八日以内ならクーリング・オフができます（同法四八条）。継続的役務提供契約がクーリング・オフされたときは、役務提供に必要とされた商品（関連商品）販売契約についてもクーリング・オフができます。

さらに、クーリング・オフ期間経過後も、理由の如何を問わず、いつでも役務提供契約を中途解除できることができます。関連商品販売契約も同時に解除できます。

中途解約した場合の損害賠償についても通常生ずる額に限りその上限を法定し、役務提供開始前は、例えば現行では語学教室の場合は一万五千円、開始後は提供された役務の相当額と解約によって通常生ずる損害額の合計となります。詳しくは消費生活センター等に相談して下さい。当事者間で、損害賠償の予定や違約金を定めていても請求することはできません。

Q 刑事裁判の裁判員に選ばれた場合は

平成二一年五月より刑事裁判の裁判員制度が始まりましたが、人を裁くという重大な判断ができるかどうか心配です。

この制度は、具体的にどのようなものでしょうか。また、裁判員に選ばれた場合、何をしなければならないのでしょうか。



A

裁判員制度とは

裁判員制度とは、国民が刑事裁判に裁判員として参加し、被告人が有罪かどうか、どのような刑に処するのかを、裁判官といっしょに議論し、決める制度です。この制度は、「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」（裁判員法）により、一般庶民の視点や感覚を刑事裁判に反映させて、国民の司法に対する理解と信頼を深めようという目的で新設され、平成二一年五月からスタートしました。

裁判員は抽選で選ばれる

裁判員になるのは、原則として衆議院議員の有権者です。ただし、司法関係者（裁判官、検察官、弁護士）など、一定の職に就いている人は裁判員になれません（裁判員法一五条）。

裁判員の選び方は、まず裁判所ごとに、選挙人名簿の中から抽選で翌年の裁判員候補者名簿が作られます。そして、事件ごとに、その名簿から抽選で、裁判員候補者が選ばれ、更にこの中から、裁判員になれない理由や辞退する正当理由があるかなどを審査した結果、六名の裁判員が選ばれるのです。

裁判員の役目は

裁判員は、死刑又は無期懲役・禁固に当たるような重大な刑事事件の裁判に参加します（裁判員法二条）。例えば、殺人、強盗致死傷、傷害致死、危険運転致死（酒酔い運転で人を死亡させた場合等）、現住建造物等放火（人が住んでいる家に放火した場合等）、身の代金目的誘拐、保護責任者遺棄致死（子どもの面倒をみず死亡させた場合等）などの事件です。

裁判員は、裁判官と共に、刑事事件の法廷に出席し、証人の証言を聞いたり、証拠調べに立ち会います。直接、被告人や証人に質問することもできます。その上で、裁判官や裁判員と話し合い（評議）、有罪か無罪か、どのような刑を科すべきかを決定（評決）します。

そして、裁判長は、この評決内容に基づいて判決を言い渡し、一件落着となります。

なお、裁判員は特に法律の専門知識がなくても、必要な場合は、裁判官から分かり易く説明されるので、心配ありません。

ただ、裁判員の仕事を通じて知ったことは、事件や評議の内容はもちろん、個人のプライバシーに関する情報についても、秘密を守る義務があります。これに違反すると罰せられますので、注意してください。

Q 行政処分に対して不服を申し立てるには

私は交通事故を起こし、六か月の免許停止処分を受けました。私が一時停止を怠ったために事故を起こしたという理由ですが、相手の車が横道からとび出してきたのですから、私の方に違反はないと思います。この免許停止処分には不満ですので、正しい処分をしてもらいたいと思うのですが、どのような方法をとればよいのですか。



A

行政上の不服申立制度

行政庁の処分や公権力の行使に対しては、行政庁に不服申立の途が開かれています。

封建時代、人民は、君主の絶対的権力に対する服従を強いられていたのですが、法治国では、国家といえども、国民の権利を不当に侵害することが許されないのは当然です。そこで、行政処分に対して、訴を起こしてその変更や取消を求めることができるのはもちろんですが、訴訟とは別に、行政機関に対して不服を申し立てることが認められています。ただ、無秩序に不満を述べられると、行政の適正な運営が困難になりますので、行政不服審査法に規定されたルールに従って、不服を申し立てるしくみになっています。ただし、別の法律で特別の不服申立方法が定められている場合を除きます。

不服申立ができるのは、国家機関の行政行為に対してですが、原則として、積極的な「行政庁の処分」ばかりでなく、「事実行為」や、申請を放置するというような「不作為」までも対象としています。ただし、法は、例外的に、裁判所の裁判、国会の議決、訴訟で行う旨定められている事項など、不服申立ができない事項を列挙しています（行政不服審査法四条）。

不服申立の方法

方法として、「審査請求」、「異議申立」、「再審査請求」の三種類があります。「審査請求」は、行政組織上の直近上級行政庁に対して行う不服申立です。「異議申立」は上級行政庁がない機関がした行政行為につき、その行政庁に対して行う不服申立です。「再審査請求」は、「審査請求」に対してなされた裁決について、更に不満がある場合、特別に行う手続です。したがって、最初にどの不服申立方法をとるべきかは、その行政庁の組織上の地位によって決まります。

しかし、行政組織のことは複雑で一般の人には判らないので、行政庁は、不服申立のできる処分をする場合は、どの官庁へ、何日内に、どういう方法で不服申立をするかという救済手段を「教示」するよう義務づけられています（同法五七条一項）。そして教示をしなかったときや、誤った教示をした場合の救済制度も設けています。

あなたの場合、公安委員会から免許停止処分を受けた際、不服申立方法が教示されたはずですので、それに従った手続をとればよいわけです。なお、判らないときは、行政庁に対して「教示」を求めることができます（同条二項）。